

「平成25年度より実施する生体電磁環境研究の基本計画書
(案)」に対する意見書

2013年(平成25年)2月1日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

生体電磁環境研究を実施するに際し、研究を実質的に行う研究機関(委員会)は、関連企業からの利益供与の有無及び内容が公開された研究者により、公正に構成されるべきである。

意見の理由

国民の関心を集めている分野に関し、国が科学研究を行う場合、研究を行う機関の構成員の公正さが確保されなければならないことはいうまでもない。

この点に関して、科学研究においては、研究者やその所属する研究機関などが、当該科学技術に関して利益を得ている企業やその関係団体から研究資金の援助や寄付などの利益供与を受けている場合、研究結果にバイアスがかかる可能性がある。

そこで、研究者や研究機関が、関係団体からの利益供与の有無や程度を公開することが世界的な潮流となっているところである。

このように、研究を行う研究機関が公正であることを担保するためには、構成する研究者の関連企業からの利益供与の有無及び内容が公開されていることが重要であり、その旨は当連合会の2012年9月13日付け「電磁波問題に関する意見書」においても述べているところである。

しかし、今回の基本計画書案においては、研究機関の構成についての記載がない。この点、総務省が以前開催した生体電磁環境研究推進委員会については、委員長であった上野照剛氏が携帯電話会社や電力会社などの関連企業から寄付を受けていたことが後に発覚して問題視された(2012年3月30日付け西日本新聞記事参照)。

今回、生体電磁環境研究を実施するに当たっては、関連企業からの利益供与の排除に極力努めるとともに、構成員に関連企業からの利益供与を有する研究者がいる

場合には、関連企業からの利益供与の程度について明らかにし、公正な研究機関による生体電磁環境研究を実施すべきである。

以上